

京都市教育委員会教育長訓令甲第5号

学 校

幼稚園

京都市立学校幼稚園文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第7条第2項中「いう。）」を「いう。以下同じ。）」に改める。

第12条第4項中「完結文書」の右に「及び教育文書処理システムにおける完結文書」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)